

氏名又は名称		広島 花子						農作業従事日数					
合計は、機構から借受後の全体経営面積になります。		権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) (㎡)		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	権利設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			雇用労働力 (年間延べ労働日数)	権利設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有状況 (F)		
権利設定等を受ける土地の面積 (A) (㎡)		(左以外に所有・借入している農用地等の面積)			世帯員		農業従事者		種 類	数 量	種 類	数 量	
農地	2,700	農地	250,000	果樹	男	2	人	主たる従事者	2	人	トラクタ 防除用機械 搬送用機械	1台 1台 1台	
採草放牧地		採草放牧地			女	1	人	主として農業に従事する者	1	人			330人日
その他					その他の従事者		従として農業に従事する者		人				
農作業に従事する者の配置の状況 (G)													
市町村		氏名		住所地、拠点となる場所等									
〇〇市		広島 花子		〇〇市〇〇町〇〇番地									
権利設定を受ける者が権利設定を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				・取得する田の周囲は、水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をします。 ・地域の農地の利用調整に協力します。 ・地域の水利調整に参加し、取り決めに厳守します。 ・農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従います。									

記載注意事項を参考に記入してください。

(記載注意)

(1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る促進計画で、いずれかにその記載又は添付があれば他はその記載を要しない。

(2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画によって賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
なお、「その他」には混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別に、その面積を記載する。
また、(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町にまたがる場合には、市町村別の合計面積を括弧書きで記載する。

(3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。

(4) (D) 欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のある者(年間おおむね150日に達する者がいない場合は、その耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者)を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

(5) (E) 欄の記載事項の全てが農地台帳により整理されている場合には、農地台帳番号〇〇、氏名又は名称、年齢、農作業従事日数のみの記載に代えることができる。

(6) (G) 欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A) 欄及び(B) 欄に係る土地が複数市町にまたがる場合のみ記載(市町村別の状況を記載)する(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」には、市町村名を記載する。

(7) 現に、農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている者が、対象農用地等のみについて再度賃借権等の設定を行おうとする場合は提出を要しない。
※農地所有適格法人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況は別紙「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等」記載し、その写しを添付する。